（前のページより続き）
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（**国土交通**一一九九）　一九七
○新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（**同**一二〇〇）　一九八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**四〇～四二）　一九八
○道路に関する件（**中部地方整備局**一一四、一一五）　一九九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二二）　一九九
○道路に関する件（**北海道開発局**一八一～一八五）　二〇〇

〔**国会事項**〕　二〇〇

〔**官庁報告**〕　二〇三

官庁事項
内閣官房に危機管理審議官を置く規則の一部を改正する規則　二〇三
内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則　二〇三
国家試験
第百七回薬剤師国家試験の施行（厚生労働省）　二〇三

〔**資　料**〕　二〇三

国庫歳入歳出状況（令和三年度令和三年六月分）（財務省）　二〇四

〔**公　告**〕

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　二〇七
裁判所
破産、免責、再生関係　二一六
特殊法人等
高速道路工事開始（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、令和二事業年度決算（社会保険診療報酬支払基金・農林漁業団体職員共済組合）、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、地方公共団体情報システム機構における機構保存本人確認情報の提供状況・住民票コードの提供状況、日本弁護士連合会公示送達関係　二三〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　二三七
会社その他
会社決算公告

府令・省令

○**内閣府**
総務省
文部科学省令第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（年間の高額療養費の決定の請求等） **第百十条の四の四**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。 一　令第二十三条の三の三第一項第二号から第六号まで、第八号から第十二号まで及び第十四号から第十八号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。） ［二　略］ 3　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。 ［一・二　略］ ［4　略］	（年間の高額療養費の決定の請求等） **第百十条の四の四**　［同上］ ［2　同上］ 一　令第二十三条の三の三第一項第二号から第十八号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。） ［二　同上］ 3　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。 ［一・二　同上］ ［4　同上］